六‖　［略］	七‖　［同上］ （五）　占有周波数帯幅が八〇〇kHzを超え一MHz以下のもの 中心周波数が、九一一MHz以上九一三MHz以下の周波数であって、九一一MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。

○総務省告示第二百八十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
2　特定小電力無線局	2　［同左］
周波数 / 指定周波数帯	［同左］ / ［同左］
［略］	［同左］
433.92MHz / 433.67MHzから434.17MHzまで	433.92MHz / 433.67MHzから434.17MHzまで
916MHz以上928MHz以下の周波数のうち916MHzに200kHzの整数倍を加えたもの / 指定する周波数の単位チャネル（中心周波数が916MHz以上928MHz以下の周波数のうち916MHzに200kHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が200kHzのチャネルをいう。）の帯域幅	［同左］
928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数のうち928.15MHzに100kHzの整数倍を加えたもの / 指定する周波数の単位チャネル（中心周波数が928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数のうち928.15MHzに100kHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が100kHzのチャネルをいう。）の帯域幅	［同左］
［略］	［同左］
6　920MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局	［新設］
周波数 / 指定周波数帯	
920.6MHz以上923.4MHz以下の周波数のうち920.6MHz / 指定する周波数の単位チャネル（中心周波数が920.6MHz以上923.4MHz以下の周波数のうち920.6MHzに200kHzの整数倍を	